

⇩ 時価を上回る固定資産税評価額

Q : 時価を上回る固定資産税評価額は違法であるとして提訴していた最高裁の判決があったようですが、どのような内容だったのですか？

A : 裁判所が認定した価格を超える部分を取り消すとする判決が下されました。

【解説】

この裁判は、納税者が所有する土地9物件の固定資産税評価額が時価より高いとして審査の申し出を行ったところ、1物件だけが下げられたものの他の8物件が棄却されたため提訴に及んだものです。

これについて1審では、評価額を上回る部分について取り消すとし、2審では、評価額の全部を取り消すとする判断が下され、一部取消しになるのか、それとも全部取消しになるのか注目を集めていましたが、最高裁の判決では、評価額のうち裁判所が認定した適正な時価等を超える部分に限り、これを取り消すこととしても何ら不都合はないこと、審査決定の一部を取り消す判決をする方が、土地の価額を巡る紛争を早期に解決することができることなどの理由から、評価額が適正な時価を上回っていることを理由として審査決定を取り消す場合には、納税者が審査決定の全部の取消しを求めているのか、一部の取消しを求めているのかに関わらず適正な時価を超える部分に限り取り消せば足りるとする判断を下しました。

価額を巡る争いは、これにより、一部取消しとする早期解決が図られることでしょう。

